

国土形成計画(全国計画)(案)について

量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画」へ
 国主導から二層の計画体系(分権型の計画づくり)へ

国土形成計画の枠組み

根拠法: 国土形成計画法
 (国土総合開発法の抜本改正により平成17年に成立)

全国計画

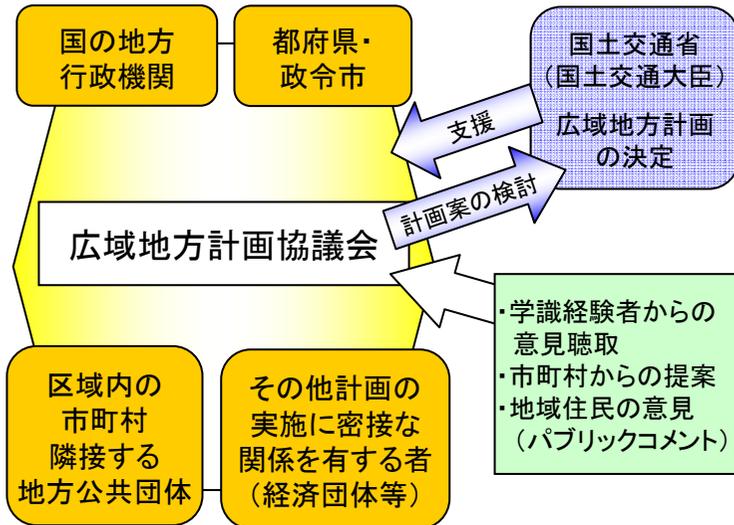
- 長期的な国土づくりの指針(閣議決定)
- 地方公共団体から国への計画提案制度



広域地方計画

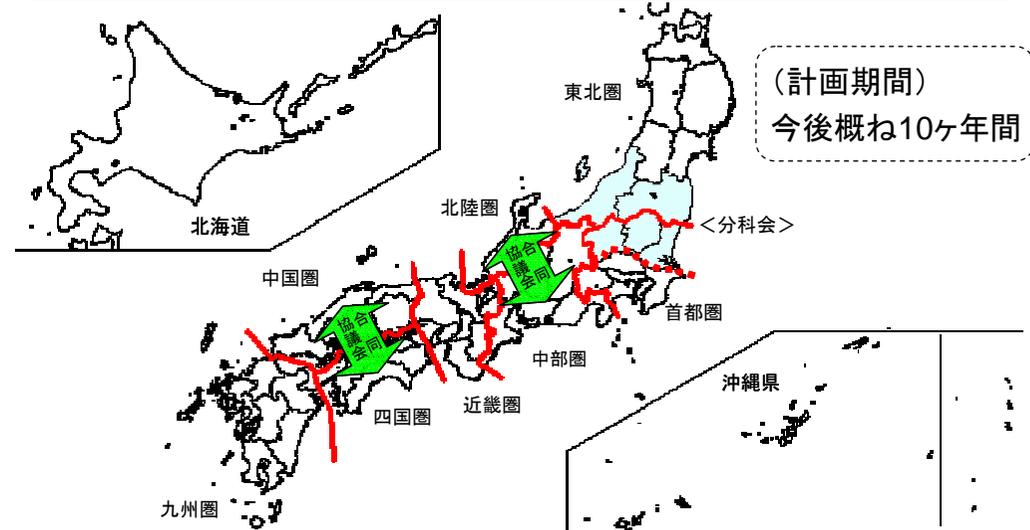
○ 国と地方の協働による広域ブロックづくり

- ・ 国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
- ・ 計画の策定に向けて、同協議会において各主体が対等な立場で連携・協力



新しい国土像

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る



- 広域ブロックごとに**特色ある戦略**を描く
- 各ブロックが**交流・連携**、相乗効果による活力
- 各地域が相互に補い合って**共生**
- 文化・伝統や個性ある景観など美しい国土の再構築

このためブロックの外に向かっては、とりわけ、

- ・ **東アジア**等との交流・連携
- ・ 太平洋のみならず、**日本海及び東シナ海**の活用

ブロックの内部では、

- ・ **成長エンジン**となる都市・産業の強化
- ・ 各地域が**連携、相互補完**
- ・ **地域の総合力**を結集し、安心して暮らせる生活圏域を形成

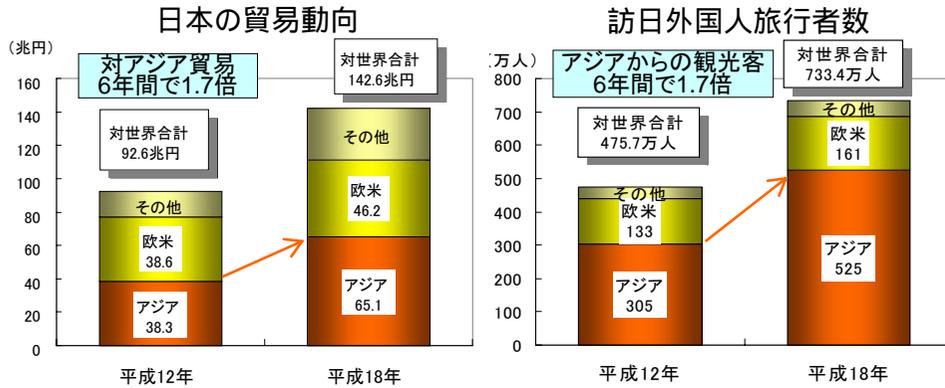
新しい国土像実現のための戦略的目標①

<グローバル化や人口減少に対応する国土の形成>

東アジアとの円滑な交流・連携

広域ブロックが東アジアの各地域と直接交流・連携し、アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいく

- ・東アジアの市場をにらんだ企業の新しい発展戦略
- ・観光立国の実現
- ・陸海空にわたる交通・情報通信ネットワークの形成



広域的な観光連携による外国人観光客誘致



持続可能な地域の形成

人口減少下においても、地域力(地域の総合力)の結集、地域間の交流・連携により、魅力的で質の高い生活環境を維持していく

- ・集約型都市構造への転換
- ・医療等の機能維持など広域的対応
- ・新しい科学技術による地域産業の活性化
- ・美しく暮らしやすい農山漁村の形成
- ・二地域居住、外部人材の活用
- ・条件の厳しい地域への対応



救急医療を支える高速道路の緊急出入口(青森市)

地域資源を活かした産業の活性化(山形県)



山形 カロツェリア・プロジェクト
・県内の優れた職人技術による世界に通用する山形ブランドの商品開発

二地域居住の情報プラットフォーム(平成19年 試行運用実施)



道の駅等を活用した交流・連携の核となる場(熊本県小国町)



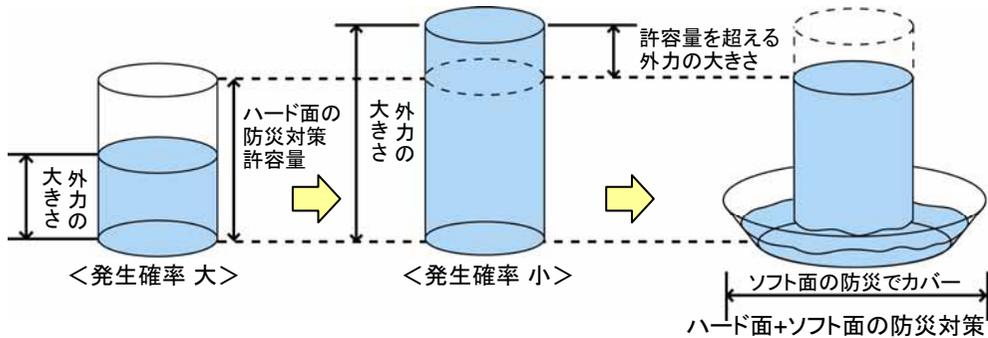
新しい国土像実現のための戦略的目標②

<安全で美しい国土の再構築と継承>

災害に強いしなやかな国土の形成

減災の観点も重視した災害対策や災害に強い国土構造への再構築を進め、安全で安心した生活を保障していく

- ・ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進
- ・災害に強い国土利用への誘導
- ・交通・通信網等の迂回ルート等の余裕性
- ・避難誘導體制の充実など地域防災力の強化



美しい国土の管理と継承

美しい国土を守り、次世代へと継承するため、国土を形づくる各種資源を適切に管理、回復

- ・健全な物質循環と生態系の維持・形成
- ・海域の適正な利用・保全
- ・個性豊かな地域文化の継承と創造
- ・国土の国民的経営の取組

「国土の国民的経営」の取組事例

多様な活動者の育成



地域全体で農地等の保全・管理
(栃木県河内町)

国土管理への参加手法の多様化



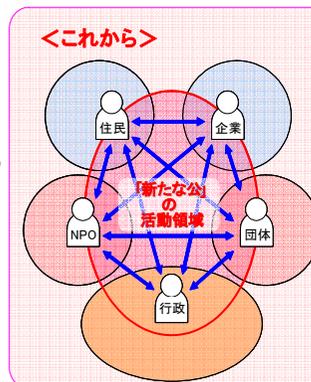
間伐材を活用したバッグ
(高知県馬路村)

<4つの戦略的目標を推進するための横断的視点>

「新たな公」を基軸とする地域づくり

多様な主体の参画を、地域の課題の解決やきめ細かなサービスの供給につなげる

- ・地縁型コミュニティ、NPO、企業、行政等の協働による居住環境整備等
- ・地域の発意・活動による地域資源の発掘・活用等
- ・維持・存続が危ぶまれる集落への目配りと暮らしの将来像の合意形成



従来の私の領域で
公共的価値を含む活動



空き店舗を託児所に活用した
中心市街地活性化
(高知市)

公と私の中間的な領域を
新たに担う活動



NPO等による過疎地有償
運送(長野県中川村)

従来の公の領域で
民間が主体的に担う活動



市民との協働による河川敷
の清掃活動(熊本県白川)

	全国計画	広域地方計画
平成17年7月 9月	国土形成計画法 公布 国土審議会に計画部会を設置	国土審議会に圏域部会を設置
平成18年6月 7月		圏域部会とりまとめ(広域地方計画区域のあり方) 広域地方計画区域を定める政令の公布
11月	計画部会中間とりまとめ	各ブロックでプレ協議会発足(8月~)
平成19年1月 11月	都道府県・政令市からの計画提案 (都道府県・政令市との意見交換 2月・6月) 計画部会最終報告	
平成20年1月 2月	経済財政諮問会議 国土審議会最終答申 (政府案についての調査審議・答申)	
	閣議決定	広域地方計画協議会の正式発足 広域地方計画の策定